

自然科学研究機構基礎生物学研究所教授会議規則

平成16年4月1日
基研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構基礎生物学研究所規則（平成16年基研規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）に置かれる基礎生物学研究所教授会議（以下「教授会議」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 教授会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 副所長
- 三 教授（客員を含む。）
- 四 研究所長が、教授会議の議を経て、認めた者

(議長)

第3条 教授会議は、研究所長が招集し、その議長となる。

2 研究所長に事故あるときは、副所長が前項の職務を代行する。

(招集)

第4条 教授会議の定例会は、毎月1回招集する。

2 研究所長は、必要があると認めるときは、臨時に教授会議を招集することができる。

(定足数)

第5条 教授会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に算入しない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を教授会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 教授会議の庶務は、岡崎統合事務センター総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。